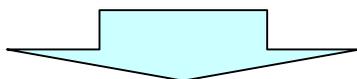


東大阪市生活保護行政適正化推進本部の設置について

本市の現状

平成20年秋期以降の急激な景気の後退により、生活保護受給者は増加の一途をたどっており、本市財政を圧迫する大きな負担となっている。

不正受給・不正請求、貧困ビジネスなどの課題への対応や適切な業務体制の確保に向けて市をあげた取り組みの強化が必要である。



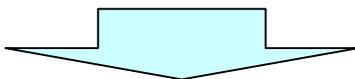
取り組みを強化して行く上で、部局の枠を超えた横断的な対応が必要。

※悪質な不正受給・不正請求事案や貧困ビジネス事案に対しては法務部門との協働

※自立支援施策の確立・強化については経済・教育部門との協働

※制度改善への方向付けと対応策の検討等については経営企画部門との協働

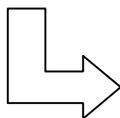
※保護行政実施体制の維持・確保については行政管理部門との協働



生活保護行政適正化を進める東大阪市生活保護行政適正化推進本部を設置

今後の取り組み

- 1 生活保護の適正実施、不正受給・不正請求に対する対策
 - ・生活保護法の趣旨に基づいた適正な保護の適用
 - ・不正受給・不正請求などに対する厳正な対応方策の検討
 - ・自立支援プログラムを含めた被保護世帯への自立支援の検討
- 2 業務執行体制のあり方の検討
 - ・ケースワーカーの確保に必要な方策の検討
 - ・人事政策を含めた生活保護業務担当職員のスキルアップに関する検討
 - ・事務改善等の検討



・これを具体化するために独立した生活保護適正実施推進担当を新設
・福祉事務所と連携のうえ実施する。